重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

乳がん・子宮がん・卵巣がん経験者 専用がん保険

2023年9月版



重要事項説明書をお読みいただく前に

重要事項説明書

- ① 重要事項説明書にはお申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契 約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。
- ② 主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された重要な情報を記載していますので、必ずお読みください。
- ③ 支払事由の詳細や制限事項等の詳細については「ご契約のしおり・約款」に記載しています。「ご契約のしおり・約款」は MICIN 少額短期保険株式会社のウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

目次

契約	約概要	2
1.	乳がん・子宮がん・卵巣がん経験者専用がん保険のしくみ・特徴	2
2.	保険料	2
3.	保障内容	2
注意	意喚起情報	5
1.	クーリング・オフ	5
2.	告知義務	5
3.	責任開始日(保障が開始する日)	6
4.	保険金・給付金が支払われない場合	8
5.	保険料の払込猶予期間と無効・失効・復活	9
6.	契約の乗換や保障内容の見直し	10
7.	支払額の削減および保険期間中の契約条件の見直し	10
8.	保険金・給付金の請求や当社への連絡が必要な場合	10
9.	少額短期保険業で引受可能な保険金額	11
10.	個人情報の取扱い	12
11.	保険契約者保護機構・指定紛争解決機関	12
12.	ご相談・苦情・問い合わせ	12

契約概要

1. 乳がん・子宮がん・卵巣がん経験者専用がん保険のしくみ・特徴

- この保険は、過去に乳がん・子宮頸がん・子宮体がん・卵巣がんに罹患した方を対象に、「がんが再発したとき」や「新たながんに罹患したとき」にがん診断給付金を、また、「死亡したとき」や「所定の高度障害状態となったとき」に死亡・高度障害保険金を支払う保険です。
 - ※「がん」とは、約款に定める悪性新生物です。**上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません** (**保障の対象外となります**)のでご注意ください。
- 被保険者となれる方は、責任開始日(契約日)時点で満 20 歳から満 69 歳の女性で、<u>乳がん・子宮頸がん・子宮体がん・卵巣がんの手術から 6 か月経過した方</u>です(<u>手術を受けていることがお申込みの条件となります</u>。現在、術後治療で通院している方もお申込みいただけます)。
 - ※「がんの手術」とは、がんや、がんのある臓器を取り除くことを目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加える診療行為のことを指します。
- 契約者と被保険者が異なる場合、お申込みにあたって被保険者の同意が必要となります。
- がん診断給付金の支払い後は、死亡・高度障害保険金の保障のみとなり、保険料は死亡・高度障害保険金に対する保険料のみに変更されます。ただし、死亡・高度障害保険金がない(0円としている)契約は、がん診断給付金を支払った場合、契約が消滅します。
- 保険期間は1年で、保険期間満了後は更新日の被保険者の年齢が満80歳になるまで毎年自動更新されます。 なお、更新後の契約には、更新日時点の約款が適用されます。
- ■解約返戻金や契約者配当金はありません。また、契約者貸付や保険料払込免除の取扱いもありません。

2. 保険料

- 保険料はご契約のプラン・年齢・初めて罹患したがんの種類・ステージによって異なります。「月額保険料一覧」 にて保険料を確認してください。
- ■保険料払込期間は保険期間と同一です。
- 保険料の払込方法(回数)は月払のみです。また、保険料の払込方法(経路)は、クレジットカード、口座振替、 その他当社が認める決済手段となります(現金払いは取り扱っていません)。

3. 保障内容

(1) 契約プラン

■ 死亡・高度障害保険金に応じて、以下 4 つの契約プランから保障内容を選択できます。

ご契約プラン	がん診断給付金	死亡・高度障害保険金
ゼロプラン	- 80 万円	なし (0円)
A プラン		100 万円
Βプラン		200 万円
Cプラン		300 万円

(2) 支払事由・免責事由

- ■支払事由・免責事由の詳細は、「注意喚起情報」の「保険金・給付金が支払われない場合」(8 ページ)、および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 - ① がん診断給付金

名称	がん診断給付金		
支払事由	被保険者が、がん責任開始日(契約日からその日を含んで 91 日目)以後の保険期間中に次のいずれ		
	かに初めて該当したとき		
	① 保険契約前に罹患していたがん(乳がん、子宮頸がん、子宮体がん、卵巣がん(卵管がん・腹		
	膜がんを含む)) が再発と診断確定されたとき		
	② 新たに所定のがんと診断確定されたとき		
支払額	額 80 万円		
支払限度	1 🛮		
受取人	被保険者		
免責事由	がんとは、「普通保険約款別表 2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下のいずれかに該当		
	する場合、給付金は支払われません。		
	(1) 上皮内がん(乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど)		
	(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん		
	契約日以後、がん責任開始日よりも前に上記支払事由の①または②に初めて該当した場合、がん診断		
	給付金の支払の対象にはなりません 。その場合、次のいずれかを契約者に選択いただきます。		
	ア. がん診断給付後の保険料を適用し、死亡・高度障害の保障のみ継続する(死亡・高度障害保		
	険金のない(0 円としている)契約の場合はこちらの選択はできません)		
	イ. この保険の契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を契約者に返金する		
	※契約者または被保険者のいずれかが保険契約締結の際の告知の時またはその前に上記 「支払事		
	由」の①または②に該当していた事実を知っていたときは、アを選択することはできず、契約		
	無効となります(この場合、既に払い込まれた保険料は返金されません)。		

- ② 死亡保険金・高度障害保険金
- 死亡保険金・高度障害保険金のない (0円としている) 契約の場合は、支払事由に該当しても保険金は支払われません。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- ■死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、この保険契約は消滅します。

名称	死亡保険金	高度障害保険金
支払額	なし(0円)、100万円、200万円、300万円の	死亡保険金と同額
	いずれか指定した金額	
受取人	死亡保険金受取人	被保険者
支払事由	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	被保険者が、保険期間中に発生した傷害また
		は発病した疾病を直接の原因として所定の高
		度障害状態(下記)になったとき
免責事由	(1) 責任開始日から 3 年以内の被保険者の自殺	契約者または被保険者の故意により、被保険
	(2) 契約者が被保険者を故意に死亡させたとき	者が、所定の高度障害状態 (下記) になったと
	(3) 保険金・給付金受取人が被保険者を故意に死	き
	亡させたとき	
	(4) 被保険者の犯罪行為、精神障害を原因とする	
	事故、泥酔の状態を原因とする事故	

■所定の高度障害状態とは、次の状態をいいます。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

所定の高度障害状態

- (1)両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの
- (4)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(3) 付加できる特約

■この保険に付加できる特約は以下のとおりです。

特約の種類	特約の概要	
がん保険契約の乗換	■ この特約を付加して契約の乗換をした後、乗換後契約のがん責任開始日よりも前に	
に関する特約	がんと診断確定され、乗換後契約を無効とする場合、所定の条件を満たせば乗換前	
	契約の解約を取り消し、乗換前契約で給付金を支払います。	
	■ この特約の付加には当社所定の条件があります。付加できる場合は、当社より対象	
	のお客さまに個別にご案内します。	

注意喚起情報

1. クーリング・オフ

■ この保険は保険期間が1年以下のため、**クーリング・オフの対象となりません**。

2. 告知義務

- 契約者・被保険者には、当社が質問する事項について、正しく事実を申告する「告知義務」があります。特に、 過去のがんの罹患歴などの健康状態に関する質問については、正確に告知してください。
- 告知事項に加え、**過去に罹患したがんについて医療機関に証明いただく当社所定の診断書が必要になります**。
- 故意または重大な過失によって、当社が告知を求めた事項について事実を告げなかった場合や、事実でないことを告げた場合、告知義務違反として契約が解除され、保険金・給付金が支払われないことがあります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- 少額短期保険募集人や募集代理店には告知受領権がないため、口頭で話しただけで当社に告知したことにはなりません。必ず告知書(告知画面)に記入(入力)してください。

3. 責任開始日 (保障が開始する日)

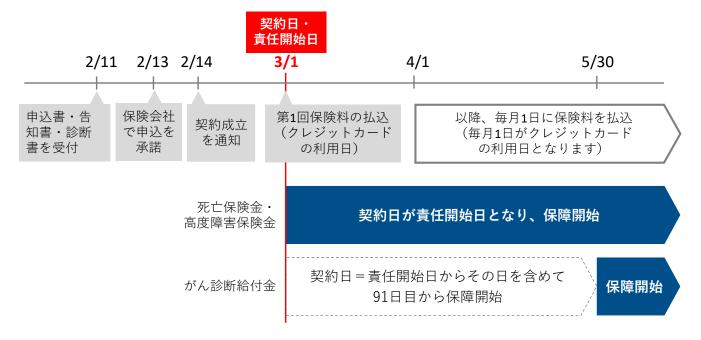
- 死亡保険金・高度障害保険金の保障が開始する日は、<u>当社が契約の申込みを承諾した日の属する月の翌月1日</u> (契約日)です。
- ただし、**がん診断給付金の保障が開始する日は、契約日からその日を含めて 91 日目**です。

<参考>お申込みから保障開始までのスケジュール例

※下記は一例です。お申込日やご提出いただいた書類の状況などにより下記スケジュールとは異なる場合がありますので、ご注意ください。

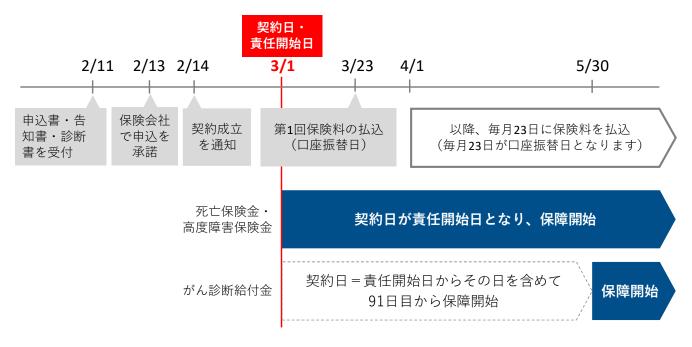
(例1) 申込書と告知書、診断書がすべて同時に提出されたケース

(クレジットカードで保険料を払い込む場合)

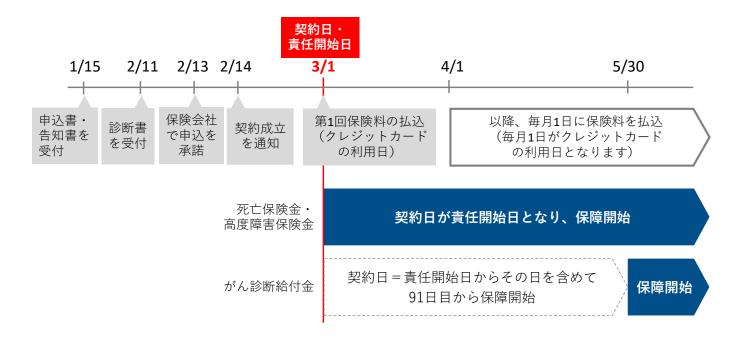


(例2) 申込書と告知書、診断書がすべて同時に提出されたケース

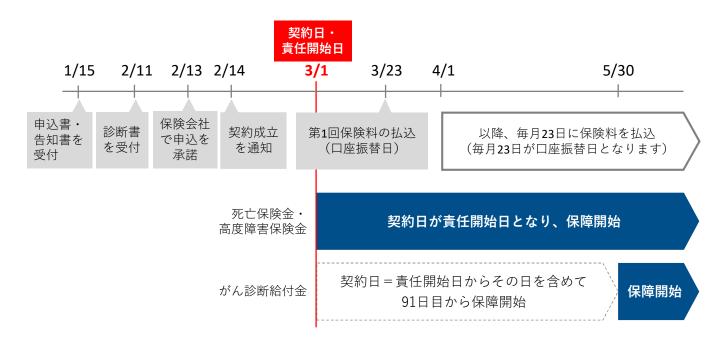
(口座振替で保険料を払い込む場合)



(例3) 申込書と告知書は提出済みで、診断書だけ別々に提出されたケース (クレジットカードで保険料を払い込む場合)



(例 4) 申込書と告知書は提出済みで、診断書だけ別々に提出されたケース (口座振替で保険料を払い込む場合)



4. 保険金・給付金が支払われない場合

■ 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合などは、保険金・給付金は支払われません。

詳細は以下をご確認ください。

支払われない例

支払	対象外となる場合	具体的内容
(1)	支払事由に該当	① がん診断給付金
	しない場合	■がん責任開始日(契約日からその日を含んで 91 日目)より前に、この保険の支払事
		由で定めるがんと診断確定されていた場合
		■子宮頸部の軽度異形成・中等度異形成・高度異形成・上皮内がんと診断確定された場
		合
		重要(子宮頸がんについて)
		子宮頸部の軽度異形成・中等度異形成・高度異形成・上皮内がんの方もご加入いた
		だけますが、軽度異形成・中等度異形成・高度異形成・上皮内がんはお支払いの対
		象とはなりませんので、予めご了承ください。
		② 死亡保険金
		■ 高度障害保険金が支払われた場合(高度障害保険金と死亡保険金は重複してお支払
		いしません)
		 ③ 高度障害保険金
		③
		- * % L 体
(2)	 免責事由に該当	■ 被保険者が 3~4 ページに定める免責事由に該当する場合
(2)	する場合	- 版体候省が30年で、クに定める元貞事由に改当する物目
(3)	契約が失効した	■ 保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合
	場合	MINITED INCIDED IN MINITED IN COLUMN TO A SECOND TO A
(4)	契約が解除され	■ 告知義務違反に該当した場合
	た場合	■契約者、被保険者、または受取人がこの契約の保険金・給付金を詐取する目的または
		他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
		■ この契約の保険金・給付金請求に関し、受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があっ
		た場合
		■契約者、被保険者、または受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とす
		る事由と同等の重大な事由がある場合
		■契約者、被保険者、または受取人が反社会的勢力に該当すると認められる場合
(5)	契約が取り消さ	■契約者、被保険者、または受取人の詐欺・強迫により契約を締結したとき
	れた場合	
(6)	契約が無効にな	■ 払込猶予期間内に第1回保険料の払込みがない場合
	った場合	■ 重複契約が判明し、支払事由が発生した契約を無効としたとき(契約日が後の契約を
		無効とし、契約日が同一日の場合は、契約者の選択により一つを有効とし、その他を
		無効とします)
		■保険金・給付金を不当に取得する目的または他人に保険金・給付金を不法に取得させ
		る目的で契約が締結された場合

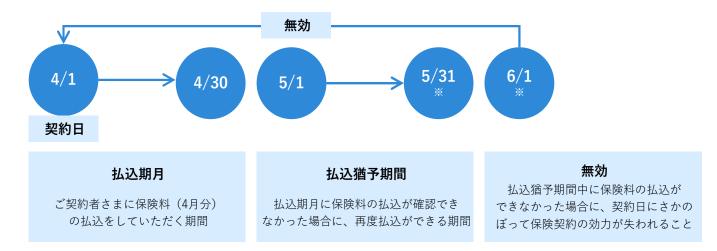
5. 保険料の払込猶予期間と無効・失効・復活

- 払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合は、契約は効力を失います(無効・失効)
- 契約が効力を失うと、保障はなくなり、保険金・給付金が支払われませんのでご注意ください。
- この保険は復活の取扱いがないため、**契約が無効または失効した場合は、元の有効な状態に戻すことはできま** せん。

この場合、あらためて契約の申込みをすることはできますが、その時の健康状態などにより加入できないことや、保険料が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

<参考>

第1回保険料の場合



※やむを得ない事情がある場合は、払込期月の翌々月末日まで猶予期間の延長を認めることがあります。

第2回以後の保険料の場合



6. 契約の乗換や保障内容の見直し

- 現在の契約(他社の保険契約を含む)を解約・減額して新たに契約の申込みをする場合は、<u>一般的に以下のよ</u> うな不利益事項があります。
 - (1) 新たな契約の申込みには告知が必要になり、健康状態などによっては引受けできない場合があります。
 - (2) 新しい契約の保険料は、被保険者の契約日時点の年齢や保険料率によって計算するため、保険料が高くなることがあります。
 - (3) 解約返戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になるほか、短期間で解約された場合の解約返戻金はないか、あってもごくわずかです(**当社の保険には解約返戻金はありません**)。
 - (4) 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権がなくなります(当社の保険には配当金はありません)。
 - (5) 新しい契約において、責任開始日より前に生じた原因により所定の高度障害状態に該当した場合や、責任開始日から3年以内に自殺した場合、告知義務違反があった場合は、給付金が支払われないことがあります。

7. 支払額の削減および保険期間中の契約条件の見直し

■戦争その他の変乱、天災、大規模事故、感染症(普通保険約款別表 4)の流行などにより、保険金の支払事由に該当する被保険者数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、<u>支払う保険</u>金の額を削減することがあります。

※削減して支払う保険金の額が責任準備金を下回ることはありません。

- 当社は、この保険の収支状況などの事情から、**契約更新の際に保険料を増額または保険金・給付金の額を減額 することがあります**。また、更新時に、当社がこの保険の更新を取り扱っていないとき、この保険が不採算であったときは、**この契約は更新されません**。
- この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じ、上記の契約更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金・給付金の減額を行うことがあります。また、一時に多くの保険金・給付金の支払事由が発生し、当社の財政に大きな影響のある場合は、当社の定めるところにより、保険金・給付金を削減して支払うことがあります。

8. 保険金・給付金の請求や当社への連絡が必要な場合

- 保険金・給付金は、受取人からの請求が必要です。また、支払事由が発生した日の翌日から3年間請求がない 場合、時効により保険金・給付金の請求権はなくなりますので、支払事由が発生した場合はお早めに当社まで ご連絡ください。
 - ※特別な事情があり、受取人からご請求することができない場合、内容を確認したうえで代理人から請求可能 な場合もありますので、当社までご相談ください。
- お客さま情報(住所やメールアドレスなど)の変更は、遅滞なく当社に通知してください。

契約者が上記変更を当社に通知しなかったことにより当社が契約者へ通知できない場合には、当社が最後に知った契約者の住所などへ通知を発した時をもって契約者へ通知が到達したものとします。

9. 少額短期保険業で引受可能な保険金額

- 少額短期保険業では、下表のとおり保険の区分ごとに 1 被保険者・1 契約者あたりの引受可能な保険金額(給付金額を含む、以下同じ)の上限が設けられています。なお、1~6 の保険の 1 被保険者あたりの保険金額合計は 1,000 万円が上限です。
- ■「乳がん・子宮がん・卵巣がん経験者専用がん保険」のがん診断給付金は、「2. 医療保険(傷害疾病保険)」、 死亡保険金は「1. 死亡保険」、高度障害保険金は「3. 疾病などを原因とする重度傷害保険」にそれぞれ該当します。

引受可能な保険金額の上限

但除反八	引受上限保険金額	
保険区分	被保険者1人あたり	契約者1人あたり
1. 死亡保険	300 万円	3 億円
2. 医療保険(傷害疾病保険)	80 万円	8,000 万円
3. 疾病などを原因とする重度障害保険	300 万円	3 億円
4. 傷害を原因とする特定重度障害保険	600 万円	6 億円
5. 傷害死亡保険	傷害死亡保険は、300 万円 (調整規定付き傷害死亡保険は 600 万円)	3 億円* ¹
6. 損害保険	1,000 万円	10 億円
7. 低発生率保険	1,000 万円	10 億円

^{*1} 調整規定付傷害死亡保険以外の保険では3億円、調整規定付傷害死亡保険では6億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額

10. 個人情報の取扱い

■ 当社は、お客さまの個人情報を、業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

個人情報の利用範囲

- (1) 保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 当社または関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 再保険契約の締結・再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) その他、保険に関連・付随する業務
- ※個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先など詳細については、当社のウェブサイトに掲載している最新の プライバシーポリシー(https://micin-insurance.jp/privacy)にてご確認ください。

11. 保険契約者保護機構・指定紛争解決機関

- 当社は少額短期保険会社であるため、万が一当社が破たんした場合でも、保険契約者保護機構による契約者に対する保護はありません。また、この保険契約は保険業法上、保険契約者保護機構の補償対象にはなりません。ただし、契約者の保護を図るため、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に供託することが義務づけられています。
- 当社はお客さまからお申出いただいた苦情などにつきまして、真摯な対応に努めます。お客さまの必要に応じ、 一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」をご利用頂くことが できます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

問い合わせ先

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

[受付時間] 8:00~12:00、13:00~16:00 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

ウェブサイト: https://www.shougakutanki.jp/general/index.html

※連絡先や受付時間は変更される可能性がありますので、最新の情報はウェブサイト上でご確認をお願いします。

12. ご相談・苦情・問い合わせ

■ 各種お手続きに関するご相談、苦情のお申出やご意見は、下記の電話番号またはメールアドレスまでお問い合わせください。

電話でのご相談の場合(MICIN 少額短期保険カスタマーセンター)

② 0120-851-007 受付時間: 平日 10:00~18:00 (+日祝・年末年始を除く)

メールでのお問い合わせの場合

info@micin-insurance.jp

説明事項ご確認のお願い

この文書は、この保険の概要をご理解いただくために必要な情報や特にご注意いただきたい事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願い申し上げます。なお、わかりにくい点がありましたら、下記の電話番号にお問い合わせください。

ご契約の際には、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「重要事項説明書」 は、この保険の概要をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要」と、ご契約に際して、特にご注意 いただきたい事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、少額短期保険会社の財産状態の変化による 保険契約への影響の可能性についてなど)を記載した「注意喚起情報」が、記載されているものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
- 記載の取扱いは発行日時点における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

保険に関するお問い合わせ・お手続きや ご契約に関する苦情・照会については、 カスタマーセンターへお電話ください。

120-851-007

受付時間:平日 10:00~18:00 (土日祝・年末年始を除く)



MICIN 少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-7-1 TOKIWA ブリッジ 12 階 https://micin-insurance.jp/